

豊明市災害時要援護者避難支援 マニュアル(案)

豊 明 市
平成 2 3 年 4 月

目 次

第1章	はじめに	
(1)	マニュアルの作成の趣旨	4
(2)	マニュアルの位置づけ	4
第2章	災害時要援護者	
(1)	範囲	5
(2)	地域住民による支援が必要な災害時要援護者	5
(3)	災害時要援護者の特性及び防災対策	5
第3章	市における災害時要援護者対策	
(1)	災害時要援護者支援制度	6
(2)	豊明市災害時要援護者支援制度の登録方法	6
(3)	情報の管理及び共有方法	6
(4)	登録をしていない人への登録の呼びかけ	7
第4章	地域ぐるみの支援ネットワークの確立	
(1)	協働による地域支援ネットワークの必要性	8
(2)	協働による地域支援ネットワークの整備	8
第5章	地域で行う日ごろからの備え	
(1)	災害時要援護者の把握	9
(2)	個別支援計画の作成	9
(3)	避難支援訓練の実施	10
第6章	地域で行う災害時の対応	
(1)	災害時要援護者への情報伝達	11
(2)	災害時要援護者への避難誘導	12
第7章	地域で行う避難所等における支援	
(1)	避難所運営	13
(2)	避難者の把握	13
(3)	在宅災害時要援護者の支援	13

別表	
災害時要援護者の特性及びその特性に応じた日頃の備えについて	・・・・・・・・ 1 4
別紙 1	
災害時要援護者一覧表	・・・・・・・・ 2 1
別紙 2	
災害時要援護者登録申請書兼登録台帳	・・・・・・・・ 2 2
別紙 3	
豊明市災害時要援護者支援制度登録（変更・廃止）申請書	・・・・・・・・ 2 6
別紙 4	
要援護者避難個別支援計画書	・・・・・・・・ 2 8
別紙 5	
豊明市災害時要援護者支援制度宣誓書兼受領書	・・・・・・・・ 3 0

第1章 はじめに

(1) マニュアル作成の趣旨

地震などの大規模な災害が発生した場合、高齢者や障がいのある人などは、避難に時間を要し、若しくは自力で安全な場所へ避難することが困難なことがあります。被害を受けやすくなることがあります。

また、近年の風水害や地震災害などにおいて、犠牲者の多くが65歳以上の高齢者であったことも大きな課題となっており、国において平成17年3月、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」(平成18年3月改訂)が作成され、その後も継続して検討が進められています。

豊明市においても、高齢者や障がいのある人などの災害時要援護者自身による「自分の命は自分で守る」という意識で行動する「自助」、地域住民による「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識で行動する「共助」、行政機関による「公助」を基本とした地域ぐるみの支援体制を確立し、「誰もが安全で安心して暮らせる災害に強いまちづくり」を進められるよう本マニュアルを作成しました。

(2) マニュアルの位置づけ

大規模な災害が発生した場合、災害時要援護者の支援は家族や隣近所等地域住民の力によるところが大きくなっています。本マニュアルを活用することで、平常時から地域を中心として、災害時要援護者や地域の支援者が主体的に行動し、防災活動等に取り組めるような地域ぐるみの支援体制の確立を目指します。

第2章 災害時要援護者

(1) 範囲

一般的に「災害時要援護者」とは、「必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々」をいいます。

このような人々は、災害発生時には、その人の状態に応じた配慮や支援が必要となります。本マニュアルにおける災害時要援護者の範囲は次のとおりです。

災害時要援護者の範囲

- ア 75歳以上のひとり暮らしの人
- イ 75歳以上のみの世帯の人
- ウ 要介護状態区分3～5の在宅の人
- エ 身体障がい者1級・2級の人
- オ 療育手帳を持っている人
- カ その他避難に支援が必要な人

(2) 地域住民による支援が必要な災害時要援護者

災害時要援護者のなかには、同居の家族がいる人や医療機関、施設等に入院又は入居している人も含まれますが、それらの人は災害時に周囲の人からある程度の支援が期待できると考えられます。

しかし、地域住民からの積極的な支援がなければ、被災の恐れのある災害時要援護者については、地域においてあらかじめ所在や状況などを把握し、支援方法を確認しておくなどの取組みが求められます。

(3) 災害時要援護者の特性及び防災対策

突発的、または広域的な災害の場合には、地域全体が被災し消防や警察などの救助機関等の機能が著しく低下する可能性があるため、災害時要援護者自身も周囲の人と協力して、「自分の身は自分で守る」という考え方が大切です。

災害時要援護者本人が自分でできること、家族や地域の協力ができないことについて、日頃から十分に話し合ひましょう。災害時要援護者の特性及びその特性に応じた日ごろの備えについては、**別表**のとおりです。

第3章 豊明市における災害時要援護者対策

(1) 災害時要援護者支援制度

「豊明市災害時等要援護者支援制度」は、災害が発生した直後、豊明市、消防及び警察の救援等が不測の事態によって遅れる場合や、その機能を果たすことが困難になった場合などにおいて、地域住民や自主防災組織、民生児童委員など、地域による支援がスムーズに行われるようにするためのものです。災害時に支援が必要な災害時要援護者をあらかじめ制度に登録しておくことで、災害時に備えます。

また、災害時に災害時要援護者を支援するためには、普段からの交流や見守り活動などが重要になります。豊明市においては、地域住民や関係団体等が普段からの交流や見守り活動などに活用する災害時要援護者一覧表（別紙1。以下「一覧表」という。）の整備を進めていきます。

(2) 豊明市災害時等要援護者支援制度の登録方法

災害時等要援護者登録申請書兼登録台帳（別紙2。以下「申請書」という。）に必要事項を記入し、高齢者福祉課へ提出していただきます。申請書には、災害時要援護者の住所、氏名、生年月日、電話番号、緊急時の連絡先など個人情報情報を記入します。平常時の見守り活動及び災害発生時の安否確認や避難支援等に活用するため、災害時要援護者に関する情報を地域や関係団体等が把握する必要があります。そのため、災害時要援護者本人にあらかじめ記載内容の開示についての同意を得た上での登録とします。

(3) 情報の管理及び共有方法

登録した災害時要援護者の情報は、定期的に確認を行います。確認で変更等が生じた際には豊明市災害時等要援護者登録（変更・廃止）申請書（別紙3）を提出してください。情報は見守り活動、地域による個別支援計画（別紙4）の作成及び災害時の安否確認や避難誘導などの支援以外の目的には使用いたしません。また、地域や関係団体などに情報を提供する場合には、豊明市災害時等要援護者支援制度宣誓書兼受領書（別紙5）を提出していただくとともに、提供先には、個人情報の取扱いに対する説明を行うなど細心の注意を払いつつ、必要な情報のみを提供することとします。

(4) 登録をしていない人への登録の呼びかけ

災害時に安否確認や避難誘導等の支援を早急に行うことを目的としており、必要な人に対して積極的に制度への登録を促していくことが重要であります。随時、広報紙やホームページによって啓発を行うとともに、行政区や自治会、自主防災組織、民生児童委員等の協力も得ながら、周知を行います。

第4章 地域ぐるみの支援ネットワークの確立

(1) 協働による地域支援ネットワークの必要性

地震などの大規模災害が発生したときには、交通網の寸断などにより行政機関による救援体制が整うまでにはある程度の時間がかかります。住民一人ひとりの適切な行動はもちろんですが、隣近所をはじめとした自治会、行政区、自主防災組織等地域に密着した組織による支援ネットワークの確立や地域ぐるみの初動の取組みが何よりも重要となります。

(2) 地域における支援ネットワークの確立

地域における支援ネットワークの確立にあっては、自治会、行政区程度の地域を対象に、日頃から顔の見える範囲の組織を軸として、自主防災組織が活発に活動している地域では、自主防災組織を中心とし、その他地域では、自治会長、行政区長、民生児童委員を中心として、住民一人ひとりの防災に対する意識を高めていき、災害時要援護者を含めたすべての住民が協働して助け合う地域ぐるみの体制を整備する必要があります。

それぞれの地域において話し合いを重ね、地域の実情に応じた支援ネットワークづくりを進めていきましょう。

第5章 地域で行う日頃からの備え

(1) 災害時要援護者の把握

地域における支援体制づくりにとって最も重要なことは、災害時要援護者がどこに住み、どのような状況にあり、どのような支援が必要であるかという基本的な情報を日頃から把握しておくことです。

(2) 個別支援計画の作成

豊明市では、一覧表を作成し、行政区（自主防災組織）、民生児童委員等に配布をしますが、その一覧表だけでは災害時要援護者の安否確認や迅速な避難誘導等の支援を円滑に行うことができません。

各地域において、避難場所・避難経路や配慮すべき事項（持病、かかり付けの医療機関、処方箋、緊急時の連絡方法等）を記載した、災害時要援護者一人ひとりに対する個別支援計画を作成する必要があります。

この際、特に人工呼吸器や酸素供給装置を在宅で使用している難病患者に対しては、病院等への搬送など、避難計画をより具体化しておくとい良いでしょう。

ア 支援に必要な基本情報

個別支援計画を作成するに当たり、最低限確認しておくべき項目を次のとおり例示しておきます。必要最小限の情報収集に留意しつつ、地域において確認すべき項目を定めておきましょう。

【災害時要援護者の情報の確認項目】

- (ア) 災害時要援護者の名前、住所、家族・親戚等の連絡先
基本情報です。世帯員全員のものを把握しておきましょう。
- (イ) 災害時要援護者を支援する人（以下「避難支援者」という。）
あらかじめ定める場合は、できるだけ複数の人を定めておきましょう。
- (ウ) 情報伝達や安否確認の方法
直接訪問か電話による伝達、確認が原則となりますが、地震等の大規模災害では電話が繋がりにくくなりますので、直接訪問を検討してみましょう。
- (エ) 避難誘導の方法や避難所 移動に車椅子、担架が必要かどうかの確認、近所の一時的な避難場所や市指定の避難所の確認をしておきましょう。
- (オ) その他避難支援に当たっての留意事項 障がい、傷病の程度、常備薬、近親者やかかりつけの医療機関の連絡先等の情報もできるだけ把握しておきましょう。

イ 避難支援者

避難支援者とは、災害が発生した時に、災害時要援護者に対して災害の状況や避難所の開設状況などの避難情報の伝達、安否確認や避難所への誘導を行う人です。原則として、隣近所の人で、あらかじめ複数の避難支援者を定めておくようにしましょう。また、障がい等を有することを近所に知られたくない人の場合は、その人の意向を尊重した上で、区長、町内会長（自主防災組織会長）や民生児童委員などが避難支援者になる場合もあります。なお、避難支援の実施に対して責任を伴うものではありません。普段からのより良い近所付き合いを心がけ、その中で支援を行いましょう。

（３）避難支援訓練の実施

地域単位で消防署などの支援を得て防災訓練を実施し、災害時要援護者への情報伝達・避難誘導等をシュミレーションしましょう。

なお、防災訓練には、災害時要援護者もできるだけ参加し、避難所までの経路を実際に歩き、危険な場所等の確認を行い、安全な避難経路を確認しておきましょう。

災害時要援護者をより安全かつ確実に避難誘導するために、地域の危険箇所や安全な避難経路を把握しておく必要があります。防災訓練等を通じて点検・確認した内容を反映した「防災マップ」を作成し、地域に配布することで防災意識を高めましょう。

第6章 地域で行う災害時の対応

(1) 災害時要援護者への情報伝達

豊明市では、災害が発生又は発生の恐れがある場合は、被災が想定される地域に対して、次のような避難等に関する情報を提供します。

表 避難勧告等の発令時の状況と住民に求める行動

種別	発令時の状況	住民に求める行動
避難勧告準備情報 (要援護者避難情報)	災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性の高まった状況	災害時要援護者等は、近隣の協力者等の支援により、避難所への避難行動を開始します。(避難支援者は支援行動を開始します。)
避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	通常の避難行動ができる者は、避難場所等への避難行動を開始します。
避難指示	人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況又は被害が発生した状況	まだ、避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、その時間がない場合は生命を守る最低限の行動をします。

【安否確認の際の点検項目】

ア その家の人が無事であるか

- ・怪我をしている場合等は応急手当をし、必要に応じて関係機関へ応援を要請しましょう。
- ・不在の場合は、その旨を地域の代表者等に連絡しておきましょう。

イ 火の始末、ガスの元栓を閉めているか

- ・二次災害を防止するためには不可欠となります。

ウ 電気ブレーカーを落としているか

- ・停電が復旧した際に、漏電等により火災が発生することがあります。

エ 貴重品や薬、必要な装具などの非常持出品は準備できているか

- ・リュックサックなどに入れて持ち運びが可能なようにしておきましょう。

オ 家の外の分かりやすい所に安否情報などの貼り紙ができているか

- ・無事であることと避難する場所や連絡先などを書いた貼り紙をしておく と、見回りの人が来た際の安否確認がスムーズになります。

(2) 災害時要援護者への避難誘導

避難支援者は、災害時要援護者の安否確認ができたなら、自力で避難することが困難な災害時要援護者に対して避難誘導を行うこととなります。

避難誘導にあたっては、災害時要援護者の特性に応じた配慮が求められますので、必要に応じて、複数の近隣住民や自主防災組織等の協力を得て行いましょう。避難誘導の際の配慮事項は別表 1 のとおりです。

第7章 地域で行う避難所等における支援

(1) 避難所運営

災害時には、多くの被災者が指定された避難所に避難して、しばらくの間、共同で生活することとなります。避難所での生活は、生活環境の急激な変化を伴うため、避難所運営においても、災害時要援護者に対する適切な配慮が必要となります。

避難所の運営については、基本的に市が行うこととなります（地域住民が主になる場合もあります。）が、限られた職員だけでは、災害時の混乱した状況に十分対応することはできませんので、地域における支援体制を担う住民組織の協力は欠かせません。避難所での生活をスムーズにするため、避難所における地域のリーダーを決定し、市、施設管理者と連携して、避難所の運営に協力しましょう。

(2) 避難者の把握

地域のリーダーとなった人は、市の職員等と協力して「避難所台帳」を作成しましょう。災害時要援護者の状況については、台帳登録の際に、健康状態、必要なサービス内容等を的確に把握しましょう。また、地域で把握している災害時要援護者を含む住民情報と照らし合わせて、安否確認を行い、安否の確認ができない人の所在の把握・確認に努めましょう。

(3) 在宅災害時要援護者の支援

発災後、自宅の安全が確認され自宅に戻った災害時要援護者に対しても、引き続き見守り活動を行い、健康状態、必要なサービス内容等の的確な把握・確認に努めましょう。

各区分における共通事項

- (1) 万一の際の支援を、隣近所に依頼しておく
- (2) 災害時の避難に備え、車イス、担架(幅の広い紐・毛布)を用意する
- (3) 日頃から服用している薬を携帯するようにする
- (4) 寝る場所は、倒れるものがなく、避難しやすい場所にする

区 分	特 性	日ごろの備え	避難誘導における 配慮事項
75歳以上 ひとり暮らし	体力が衰え、行動機能が低下している、自力で行動することが困難な人もいる	非常用持出袋(紙おむつ、携帯トイレ、ビニールシート、幅の広い紐、常備薬リスト等)を用意しておく	車イスやストレッチャー等の移動用具と援助者の確保 移動用具がない場合、幅の広いひもや毛布で作った応急担架で移動させる
75歳以上のみの世帯	自力で行動できない 自分の状況を伝えることが困難	寝る際は、日頃から、入れ歯や老眼鏡などは身の回りにおく習慣をつける	援助者がひとりの場合、シーツや毛布の両端を結んだものにくるんだまま引っ張って移動させる
要介護状態区分3～5の人			

区 分		特 性	日ごろの備え	避難誘導における 配慮事項
身体障がい者1級・2級	視覚障がい	視覚による状況の把握が困難 災害時には周囲の状況が一変するため単独でのすばやい避難行動が困難	非常用持出袋等の配置を常に一定にしておく 避難通路（コース）の安全を確認しておく 眼鏡、白杖（折りたたみ式等）、時計（音声、触知式等）、緊急時の連絡先（点字メモ）、メモ用録音機、形態ラジオ、常備薬等を非常用持出袋に準備しておく。 介助者不在時を想定し、隣近所などに支援を依頼しておく	杖を持たない側の手で支援者のひじの上部を掴んでもらいながら、半歩前をゆっくり歩く 段差があるところでは、段の手前で立ち止まり、上がりか下りかを伝え、段が終わるときは、立ち止まり段の終わりを伝える 位置や方向を説明するときは、その方向を向かせて前後左右、この先何歩、何メートル、など周りの状況を具体的に伝え、離れる際には、その場から先の状況について説明する

区 分		特 性	日ごろの備え	避難誘導における 配慮事項
身体障がい者1級・2級	聴覚障がい	<p>外見では障害の把握が出来ない</p> <p>音声による避難誘導の指示が認識できない</p> <p>視界外の危険の察知が困難であり、すばやい行動が難しい</p>	<p>補聴器、携帯電話等文字情報が得られる携帯端末(振動モード)は、常に手元に置いておく</p> <p>FAX 緊急通報が受けられる場合には、FAX を設置しておく</p> <p>介助者不在の場合、特に夜間の睡眠中の情報伝達をどうするのかについて、家族や隣近所とあらかじめ決めておく</p> <p>予備の補聴器や携帯用会話補助装置、バッテリー・電池、筆談用具等を非常用出袋の中など、すぐに持ち出せる場所においておく</p> <p>災害時に利用できる「緊急会話カード」を作成しておく</p>	<p>手話や筆談で伝えることが多いが、伝わらない場合は、身振り、絵、図などを用いる</p> <p>伝えるだけでなく、理解できたか確認することも大切</p>

区 分		特 性	日ごろの備え	避難誘導における 配慮事項
身体障がい者1級・2級	肢体不自由	自力歩行やすばやい避難行動が困難な場合が多い	車イスの空気圧等を定期的に点検しておく 車イスの通れる幅を常に確保しておく	車イスやストレッチャー等の移動用具と援助者を確保し、移動用具がない場合、幅の広いひもや毛布で作った応急担架で移動させる
	内部障がい	自力歩行やすばやい避難行動が困難な場合が多い 人工透析など医療的援助や常時使用する医療機器(人工呼吸器、酸素ボンベなど)、医薬品が必要	関係機関と調整し、連携して誘導・搬送方法を決めておく	常時使用する医療機器(機器によっては電気、酸素ボンベが必要)を確保するとともに、必要に応じて静かに手早く、医療機関へ誘導・搬送する 移動にあたっては、車イスやストレッチャー等の移動用具や援助者が必要

区 分		特 性	日ごろの備え	避難誘導における 配慮事項
療育手帳 をお持ちの 方	知的障がい	<p>自力で危険を判断し行動することが困難</p> <p>急激な環境の変化により精神的な動揺が見られる場合がある</p> <p>自分の状況を伝えることが困難</p>	非常用持出袋等の配置を常に一定にしておく	<p>努めて冷静な態度で接し、分かりやすい言葉で避難場所を伝え、本人を安心させて一人にしないこと</p> <p>不安から大声を発したり異常な行動をしても冷静に対応し、発作がある場合は主治医や最寄の医療機関に相談する</p>
	発達障がい者	<p>他人とのコミュニケーションが困難</p> <p>予定されたパターン以外の行動をとることが困難</p> <p>極度の緊張でパニックを起こす可能性がある</p> <p>自ら判断し、避難することは困難</p> <p>自分の状況を伝えることが困難</p>	身の回り品や食べ物に特別なこだわりを持っている場合は、非常用持出袋に用意しておく	<p>努めて冷静な態度で接し、状況を簡単に説明して本人を安心させて一人にしないこと</p> <p>不安から大声を発したりパニックを起こしても落ち着くまで待つ</p> <p>今すべきこと行動を簡潔に知らせる</p>

区 分		特 性	日ごろの備え	避難誘導における 配慮事項
その他	虚弱高齢者	危険を判断することが出来たとしても、自力で素早く避難することは困難 自力で素早く避難することが出来たとしても、危険を判断することが困難	非常用持出袋(紙おむつ、携帯トイレ、ビニールシート、幅の広い紐、常備薬リスト等)を用意しておく 日頃から、入れ歯や老眼鏡などは身の回りにおく習慣をつける	車イスやストレッチャー等の移動用具と援助者の確保 移動用具がない場合、幅の広い紐や毛布で作った応急担架で移動させる 援助者がひとりの場合、シーツや毛布の両端を結んだものにくるんだまま引っ張って移動させる
	昼間独居	夜間は親族等と暮らしているが、昼間は一人暮らし 体力が衰え、行動機能が低下している、自力で行動することが困難な人もいる	日頃から入れ歯や老眼鏡などは身の回りにおく習慣をつける	

区 分		特 性	日ごろの備え	避難誘導における 配慮事項
その他	外国人	一部の例を除いて 日本語が十分理解 できない場合が多い 自分の状況を伝える ことが困難	ホームページやパ ンフレットによる 避難方法等の周知 地域住民を含めた 事前説明会の実施 語学ボランティア の育成 防災訓練への参加	正確な情報の伝達 (多言語、やさしい 日本語による情報 提供) 避難場所への正確 な誘導

別紙様式（第4条関係）

災害時等要援護者登録申請書兼登録台帳

年 月 日

豊明市長 様

私は、災害時等要援護者支援制度の目的に賛同し、登録台帳への登録を申請します。

なお、災害時等の支援に必要となる下記の個人情報について、地域支援者（民生・児童委員、豊明市社会福祉協議会及び自主防災組織）に提供することに同意します。

【1人に付き1枚】

申請者（要援護者）	住所	豊明市		
	フリガナ	（電話番号）		
	氏名	（男・女）	世帯主	（申請者から見た続柄）
		（ 年 月 日生 ）		
	町内会名	町内会（ 班）		
	要援護状況（で囲む）	75歳以上ひとり暮らし高齢者（虚弱・健康） 75歳以上のみの世帯 要介護状態区分3から5 身体障がい者（1・2級）（視覚、聴覚、肢体、内部） 療育手帳をお持ちの方 その他（虚弱高齢者、昼間独居、外国人、その他）		
	希望する支援（で囲む）	支援内容	支援を必要とする身体状況（具体的に）	
引率				
肩借り等				
車イス				
	担架			
民生児童委員の記入欄	担当地区	地区	氏名	
	特記事項	（申請者を含む家族数 人）		

(裏)

近 親 者		住 所				
		フリガナ				
		氏 名				
		電話 番号	-	-	続 柄	
		-	-			
			住 所			
			フリガナ			
			氏 名			
電話 番号			-	-	続 柄	
	-	-				
近 隣 者		住 所				
		フリガナ				
		氏 名				
		電話 番号				
			住 所			
			フリガナ			
			氏 名			
			電話 番号			

別紙様式（第4条関係）

災害時等要援護者登録申請書兼登録台帳（記入例）

23年 1月 1日

豊明市長 様

私は、災害時等要援護者支援制度の目的に賛同し、登録台帳への登録を申請します。

なお、災害時等の支援に必要となる下記の個人情報について、地域支援者（民生・児童委員、豊明市社会福祉協議会及び自主防災組織）に提供することに同意します。

【1人に付き1枚】

申請者（要援護者）	住所	豊明市 新田町子持松1-1 (電話番号 92-1261)		
	フリガナ	トヨアケ タロウ	世帯主	トヨアケ タロウ
	氏名	豊明太郎 (昭和2年 2月 2日生)		豊明太郎 (申請者から見た続柄 本人)
	町内会名	子持松 町内会 (1班)		
	要援護状況 (で囲む)	<input type="checkbox"/> 75歳以上ひとり暮らし高齢者(虚弱・健康) <input type="checkbox"/> 75歳以上のみの世帯 <input checked="" type="checkbox"/> 要介護状態区分3から5 <input type="checkbox"/> 身体障がい者(1・2級)(視覚、聴覚、肢体、内部) <input type="checkbox"/> 療育手帳をお持ちの方 <input type="checkbox"/> その他(虚弱高齢者、昼間独居、外国人、その他)		
	希望する支援 (で囲む)	支援内容	支援を必要とする身体状況(具体的に)	
	引率			
	<input checked="" type="checkbox"/> 肩借り等			
	車イス			
	担架			
民生児童委員 の記入欄	担当地区	沓掛地区	氏名	豊明 五郎
	特記事項	(申請者を含む家族数 2人)		

(裏)

近 親 者	住 所	名古屋市 区 町		
	フリガナ	トヨアケ カズコ		
	氏 名	豊 明 一 子		
	電話 番号	052	-	続 柄 長女
		-	-	
近 隣 者	住 所			
	フリガナ			
	氏 名			
	電話 番号	-	-	続 柄
		-	-	
近 隣 者	住 所	豊明市新田町子持松		
	フリガナ	トヨアケ ロクロウ		
	氏 名	豊 明 六 郎		
	電話 番号	0562-92-		
近 隣 者	住 所			
	フリガナ			
	氏 名			
	電話 番号			

豊明市災害時等要援護者登録（変更・廃止）申請書

申請欄	申請年月日	年	月	日
豊明市長 あて 私は、豊明市災害時等要援護者登録制度の趣旨に賛同し、同制度に登録していますが、下記のようにしたいので申請します。 申請内容を変更したい。 登録を取りやめたい。				
本人氏名	印			
代理人氏名	印	本人との関係		

区分	変更後	変更前
フリガナ氏名		
住所		
電話番号		
該当区分	75歳以上一人暮らし高齢者	75歳以上ひとり暮らし高齢者
	75歳以上のみの世帯	75歳以上のみの世帯
	要介護3～5	要介護3～5
	身体障がい者1級・2級	身体障がい者1級・2級
	療育手帳をお持ちの方	療育手帳お持ちの方
	その他	その他
希望する支援	引率 肩借り等 車イス 担架	引率 肩借り等 車イス 担架
特記事項		
緊急時の連絡先	フリガナ氏名	
	続柄	
	電話番号	

要援護者避難個別支援計画

要援護者

住所				電話番号	
氏名		性別		生年月日	
緊急時の家族等の連絡先					
氏名		続柄		電話番号	
予定避難場所					
1			2		
避難誘導時の留意事項					
避難時に携行する医薬品等					
避難先での留意事項					
避難支援者					
1	氏名		関係		電話番号
2	氏名		関係		電話番号
3	氏名		関係		電話番号
その他特記事項					
活動について					
主な活動の場を記入してください。夜間については、日頃就寝している部屋等を記入してください。	曜日	午前	午後	夜間	

要援護者避難個別支援計画（記入例）

要援護者

住 所	新田町子持松 1 - 1			電話番号	92-1261	
氏 名	豊明 太郎	性 別	男	生年月日	昭和 2 年 2 月 2 日	
緊急時の家族等の連絡先						
氏 名	豊明 次郎	続 柄	長男	電話番号	92-1111	
予定避難場所						
1	中央公民館		2	豊明中学校		
避難誘導時の留意事項						
車イスが必要						
避難時に携行する医薬品等						
特に無し						
避難先での留意事項						
特に無し						
避難支援者						
1	氏 名	豊明一郎	関 係	隣近所	電話番号	92-1112
2	氏 名	豊明二郎	関 係	隣近所	電話番号	92-1113
3	氏 名	豊明三郎	関 係	隣近所	電話番号	92-1114
その他特記事項						
特に無し						
活動について						
主な活動の場 を記入してくだ さい。夜間につ いては、日頃就 寝している部屋 等を記入してく ださい。	曜 日	午 前	午 後	夜 間		
	月			1 階和室		
	火	老人センター		1 階和室		
	水		老人センター	1 階和室		
	木			1 階和室		
	金	デイサービス		1 階和室		
	土			1 階和室		
日			1 階和室			

豊明市災害時等要援護者支援制度宣誓書兼受領書（民生児童委員・自主防災組織用）
豊明市長 あて

私は、豊明市災害時等要援護者支援制度の趣旨をよく理解し、豊明市個人情報保護条例を遵守します。
別紙の一覧表を適切に管理し、目的以外には使用いたしません。

No.	氏名	住所	受取年月日	宣誓印兼受領印

豊明市災害時等要援護者支援制度宣誓書兼受領書（行政区長・町内会長用）

豊明市長 あて

私は、豊明市災害時等要援護者支援制度の趣旨をよく理解し、豊明市個人情報保護条例を遵守します。
別紙の一覧表を適切に管理し、目的以外には使用いたしません。

No.	氏名	住所	受取年月日	宣誓印兼受領印